在宅患者訪問栄養食事指導実施委託契約書

診療所（以下「甲」という。）と、公益社団法人長野県栄養士会（所管：公益社団法人長野県栄養士会栄養ケア・ステーション。以下「乙」という。）とは、甲の診療に係る在宅患者に対する訪問栄養食事指導の実務につき、乙がこれを受託して乙の管理栄養士に実施させるうえで必要な事項を、以下の各条のとおり、約定する（以下「本契約」という）。

第１条（訪問栄養食事指導の実務の実施委託）

甲は、乙に対し、次条に定める在宅患者に対する栄養食事指導の実務（以下「委託実務」という。）の実施を委託し、乙はこれを受託する。

第２条（委託実務）

１　第1条の委託業務は以下の各号を満たすものとする。

一　対象は、甲が診療に基づき計画的な医学管理を継続して行っている在宅療養中の患者であって、通院が困難で、かつ、一定の場合**[[1]](#footnote-1)** に該当するものであること

二　乙の管理栄養士（乙の設置及び運営に係る栄養ケア･ステーションに所属し乙の指揮監督下にある者。）が訪問して具体的な献立等によって栄養管理に係る指導を対面によって行うものであること

三　前号の指導が甲の医師の指示に基づいて行われるものであること

２　甲は、乙に対して、委託業務に附随又は関連する実務又は事務の実施を委託することができる。ただし、本項に基づく委託は、委託の対象となる実務又は事務を具体的に特定してこれを行わなければならない。

第３条（協力義務等）

１　甲は、前条第1項第３号の医師の指示に関するものであって、委託実務を適切かつ効果的に実施するうえで必要と認められる診療上の事実を、前条第１項第２号の指導に従事する乙の管理栄養士に開示するよう努めなければならない。

２　乙は、委託事務の実施にあたり、乙の管理栄養士による前条第１項第２号の指導が前条第１項第３号の医師の指示に基づいて行われることを確保するため、同指導に従事する管理栄養士を適切に監督し必要な指示を与えなければならない。

第４条（委託料及び支払条件等）

１　甲は乙に対し、別に定めるところにより、委託実務の委託料を支払う。

２　前項の委託料は、毎月末日に締め切り、翌月末日までに、当該委託料の金額の金員を、乙の指定する銀行口座へ振込送金してこれを支払う。振込手数料等の費用は、甲の負担とする。

３　委託実務の実施に要する費用は、特段の定めのない限り、甲の負担とする。ただし、第２条第１項第２号の指導に要した交通費は、患家の負担とする。

第５条（守秘義務）

１　乙は、委託実務の実施にあたって直接又は間接的に知りえた患者の秘密を、厳に保持し、いかなる第三者に対しても、正当な理由なくこれを開示又は漏洩してはならない

２　乙は、第２条第１項第２号の指導に従事する乙の管理栄養士に対しても、前項の乙と同じ義務を課さなければならない。

第６条（個人情報の保護）

１　乙は、委託実務の実施にあたって直接又は間接的に知りえた患者の個人情報を、個人情報保護法（平成15年法律第57号）の趣旨及び精神に則って適切に保護等の取扱いをしなければならない。

２　乙は、第２条第１項第２号の指導に従事する乙の管理栄養士に対しても、前項の乙と同じ義務を課さなければならない。

第７条（不可抗力免責）

本契約に基づく乙の義務履行が、天災地変、伝染病、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、ストライキその他労働争議、その他乙の責に帰すことのできない事由によって、全部若しくは一部遅延し、又は不能となった場合、乙は、甲に対しその責を負わない。

第８条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は、契約締結日より1年とする。ただし、期間満了の一ヶ月前まで甲乙いずれからも何等の申し出がないときは更に同一条件で１ヶ年これを延長するものとし、その後も同様とする。

第９条（解　除）

１　甲及び乙は、相手方に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときには、相手方に書面で通知することにより、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本条に基づく解除は、次条に基づく損害賠償の請求を妨げるものではない。

一　本契約の履行を怠り、書面による催告後１５日以内にその不履行を是正しないとき

二　支払停止若しくは支払不能となり、又は、破産その他これに類する手続開始の申し立てがあったとき

三　自ら振出し、若しくは引き受けた手形又は小切手が一通でも不渡りとなったとき

四　公租公課の滞納処分を受けたとき

五　他の債権者から差押、仮差押又は仮処分等を受けたとき

六　解散又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議したとき

七　その他前各号に準ずる事実があり、本契約の当事者として本契約の履行が困難であると見込まれるとき

２　甲及び乙は、やむを得ない事情がある場合、文書で通知することにより、１箇月間の予告期間をおいて、本契約を解除することができる。

３　甲は、前2項に基づき本契約を解除したときは、解除時までに履行済みの委託実務に係る未払いの委託料を速やかに乙に支払わなければならない。

第１０条（損害賠償）

　甲又は乙は、本契約のいずれかの条項に反する行為により相手方に損害を与えたときは、当該損害を賠償する責任を負う。

第１１条（反社会的勢力の排除）

１　甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下に同じ。）であることが判明した場合には、本契約を何らの催告なしに、ただちに解除することができる。

２　甲及び乙は、相手方が反社会的勢力と次の各号の一つに該当する関係を有することが判明したときは、本契約を何らの催告なしに、ただちに解除することができる。

一　反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき

二　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

三　自ら若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき

四　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

五　その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

３　甲及び乙は、相手方が自ら又は第三者を利用して次の各号の一つに該当する行為をした場合には、本契約を何らの催告なしに、ただちに解除することができる。

一　暴力的な要求行為

二　法的な責任を超えた不当な要求行為

三　本契約及び個別契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四　風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲若しくは乙の信用を棄損し、又は甲若しくは乙の業務を妨害する行為

五　その他前各号に準ずる行為

４　甲及び乙が、本条各項の規定により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても解除者は何らこれを賠償又は補償することは要せず、また、かかる解除により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償しなければならない。

第１２条（合意管轄）

本契約に基づく権利義務に関する紛争については、被告の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

第１３条（協議事項）

本契約の条項に定めのない事項に関する問題又は本契約各条項の解釈上の疑義については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議のうえ、これを解決する。

本契約の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙署名又は記名押印の上、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　　住　所　　　長野市大字南長野字南県町685番地の２

　　　　　　　　　　長野県食糧会館内

　公益社団法人　長野県栄養士会

代表理事会長　　馬島　園子　　　　　　印

覚　　書

１　委託業務の実施に係る乙の提出物

乙は、乙の管理栄養士が本契約（訪問栄養食事指導実施委託契約）第２条第１項第２号の指導を行ったときは、以下に掲げる文書その他の資料を甲に提出する。

一　訪問栄養食事指導実施報告書

二　その他甲乙が特に定めた文書その他の資料

２　委託料

本契約（訪問栄養食事指導実施委託契約）第４条第１項の委託料は、患者1人１回につき、医療保険の場合①　単一建物診療患者が1人の場合4,200円、②　単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合3,800円、③　①及び②以外の場合3,500円とする。介護保険の場合は①　単一建物診療患者が1人の場合4,200円、②　単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合3,800円、③　①及び②以外の場合3,500円とする。

　　交通費は実費とする。

本覚書の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙署名又は記名押印の上、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　　住　所　　　長野市大字南長野字南県町685番地の２

　　　　　　　　　　長野県食糧会館内

　公益社団法人　長野県栄養士会

代表理事会長　　馬島　園子　　　　　　印

1. その患者について、甲の医師が当該患者に特掲診療料の施設基準等に規定する特別食を提供する必要性を認めた場合又は、がん患者、摂食機能又は嚥下機能が低下した患者、低栄養状態にある患者のいずれかに該当するものとして甲の医師が栄養管理の必要性を認めた場合 [↑](#footnote-ref-1)